

都市計画道路を考える 小金井市民の会

第30号 2018年9月6日
発行 都市計画道路を考える
小金井市民の会
連絡先 電話090-7847-3968 事務局:阿部 達

東京都は国交省のガイドラインに従って、 都市計画道路の見直しをおこなえ！

すすまない東京都の見直し

都市計画道路の見直し状況

都道府県	路線数	延長(km)
東京都	2	1.8
埼玉県	62	75.2
神奈川	40	48.3
大阪府	337	455.8
福岡県	114	144.3

国交省資料から

小金井市議会が採択した2路線に関する意見書

2016年 3月23日	都市計画道路「小金井3・4・1号線」「小金井3・4・11号線外」の計画の見直しを求める意見書
2016年 9月25日	都市計画道路「小金井3・4・1号線」「小金井3・4・11号線外」の計画について見直しと誠意ある対応を求める意見書
2017年 12月22日	都市計画道路「小金井3・4・1号線」「小金井3・4・11号線外」の整備計画の見直しと意見交換会の在り方の改善を求める意見書
2018年 3月31日	都市計画道路「小金井3・4・1号線」「小金井3・4・11号線外」の計画見直し、並びに「小金井3・4・11号線外」の整備の見直しについて協議できる場の設定を求める意見書

小金井の2本の都市計画道路が市民と市議会の声を無視して、優先整備路線に決定された。都内の多くの都市計画道路で、特定整備路線や優先整備路線として事業化が始められているなかで、事業の中止を求める住民運動や事業認可取消しの裁判が行われている。

国交省は昨年度までに4回の「都市計画道路の見直し」を行うガイドラインを公表しており、そのため、全国各地で見直しが進められ、多くの道府県で都市計画道路の廃止が決定されている。

この見直しは、事業に着手していない路線だけでなく、事業中の路線も、事業決定した路線も対象とすることを国交省は求めている。

お隣の神奈川県では「見直しのガイドライン」を作成し、事業中の路線も対象とし、市町村がマスタープランで位置づけた道路も見直しの対象から除外しないこととし、都市計画決定から20年以上経過した路線はすべて対象と明記している。

ところが、なぜか、東京都は他の道府県と異なり、見直しのガイドラインも作らず、まともに見直しを行っていない。

国交省は平成29年度のガイドラインで、東京都の平成28年3月の「都市計画道路の整備方針」については、「見直しでない」と指摘している。全国の都道府県と政令市で、このような指摘をされている所は一つもない。

東京都が優先整備路線の第四次事業化計画に決定する前に、パブリック・コメントとして住民の意見を聞いたにもかかわらず、また、市議会が「見直しを求める意見書」を採択して、東京都に提出したにも関わらず、これを無視して決定している。

市民の会では、はげ文のみなさんと協力して1万筆の見直しを求める署名を添えて要請書を2016年と2017年に提出。8月には、東京の道路連絡会の「見直しを求める署名」に小金井からも1000筆を超える署名を送っていただきました。

「第30回武蔵野公園はらっぱ祭り」

今年も、「はげの自然と文化をまもる会」のみなさんのご協力で、会場で宣伝行動を行うことになりました。

チラシの配布をおこないますので、お手伝いできる方は直接会場にお越しください。

11月3日(土・休日)4日(日)10時~夕方まで
武蔵野公園はらっぱ祭り会場

道路連絡会のホームページができました

東京の優先整備路線や特定整備路線に係る住民団体の連絡会のホームページができました。

各地の運動やこれからの裁判や活動情報が掲載される予定です。

小金井の市民の会のホームページと併せて、ご利用ください。道路連絡会のホームページのアドレスは下記です。

<https://t-road2018.jimdofree.com/>

裁判の傍聴から

●品川補助29号線裁判傍聴

品川区大崎から大田区区西馬込に延びる2・5kmの補助29号線の事業認可取消しを求める裁判の第4回口頭弁論が8月24日東京地裁で開かれた。道路計画地に住んでいる住民だけでなく、道路ができれば大きな影響を受ける住民が原告として裁判に訴えているが、国側は地権者以外を「原告不適格」と主張している。

道路周辺に住んでいる原告のうち、7人が陳述書を提出しており、この日は、原告2人が国の主張に反論し、原告適格があると意見陳述しました。1人目は、道路から50m離れたところに住んでいる方、道路で延焼遮断というが、都が示した「延焼シミュレーション」でも、私の家は消失してしまう」と、指摘。それだけでなく、避難場所に行くには20m道路を横断しなければならず、道路が混雑した状況では安心して避難できなくなると述べました。

600億円の予算をこの道路建設に投入されれば、地域の防災対策に予算が回ってこなくなる。



災害時に備えてのブロック塀の改善、消火栓、飲料水の確保、建物の耐震化など必要な施策に予算を使うべきと主張されました。

2人目の方は、保育園の園長をされている方。0歳から5歳児まで67人の子供が毎日、園庭で遊んだり、天気の良い日は外に散歩に出かけています。この保育園から30mの位置に幅20mの道路ができれば、大気汚染、振動などによる生活環境に著しい影響を及ぼすこと、災害時の避難場所が現在は小学校ですが、道路のため変更せざるを得ないが避難場所は見当たらないなど、道路計画の無謀さを指摘しました。また、保育士や父母の意見を紹介しました。

出かけています。この保育園から30mの位置に幅20mの道路ができれば、大気汚染、振動などによる生活環境に著しい影響を及ぼすこと、災害時の避難場所が現在は小学校ですが、道路のため変更せざるを得ないが避難場所は見当たらないなど、道路計画の無謀さを指摘しました。また、保育士や父母の意見を紹介しました。

終了後、報告集会がおこなわれ、意見陳述をした原告の方が、「緊張したが、傍聴席をみたら、たくさんの方がいたので、心強いと思って意見を述べることができた」と発言。

また、集会では、国の「昭和21年の決定」の違法性について、太田さんから発言があり、国が出してきた地図は都市計画決定の地図でなく、民間会社の作った地図であること、閣議決定したといっているが、「大臣の決定」を得ていないことなどを、資料をもとに説明されました。

今回の裁判は、12月12日（水）午後2時からです。

<前回の世話人会以降の活動経過>

- 8月2日 第30回世話人会
- 8月3日 多摩地区道路連絡会
- 8月7日 3・4・11号線住民の会世話人会
- 8月24日 品川29号線第4回口頭弁論傍聴
- 9月5日 外環青梅インター第18回口頭弁論傍聴

<今後の日程>

- 9月12日 多摩地区道路連絡会 午後1時30分
- 9月30日10時～12時 3・4・11住民の会 講演会と総会（東センター）
- 10月4日 第31回世話人会
- 10月7日18時45分 武蔵野公園の便所設置説明会（南小体育館）
- 11月3・4日 武蔵野公園はらっぱ祭り

<これからの他地域の裁判等の日程>

- 9月8日14時30分 世田谷三宿補助26号線工事説明会 多聞小学校（三宿）
- 9月10日14時 北区十条73号線口頭弁論地裁103号法廷
- 9月14日14時30分 リニア新幹線訴訟
- 9月20日10時30分 小平3・2・8号線控訴審 東京高裁825号法廷
- 9月20日15時30分 世田谷23号線 地裁419号法廷
- 9月25日15時 北区志茂補助86号線 地裁419号法廷
- 9月28日15時 板橋大山26号線 口頭弁論地裁103号法廷
- 10月9日14時 東京外環道第3回口頭弁論地裁103号法廷
- 10月10日15時 北区赤羽86号線 地裁103号法廷

<道路全国集会>11月17日・18日

会場：国分寺・東京経済大学

3・4・11号線住民の会が総会と講演会

3・4・11号線関係住民の会が講演会と総会を開きます。みなさんのご参加をお待ちしています。



場所：小金井東センター 公民館東分館 東町1-39-1

日時：9月30日（日）10時～12時
*受付開始9:45～

内容：二部制
（一）講演会
三多摩法律事務所弁護士
・都市計画道路でなぜ裁判？
・準備は？など・・
・質疑応答
（二）総会
活動・会計報告ほか

*内容に変更がある場合もあります。

